

# WELL

シャープ健康保険組合

Vol.42  
2013.8



illustration/小野塚 綾子

## Contents

2012年度 決算のお知らせ	2	被扶養者(家族)認定状況を確認します	6
健康保険料率改定のお知らせ	4	もっと教えて ゲットくん®	7
国民健康保険への切替申出書	5	がん検診を受けましょう!	8

健康保険組合への各種届出用紙がホームページからダウンロードできます。郵送料の削減にご協力ください。

<http://kenpo.sharp.co.jp/>

# 2012年度

# 収支決算が

2012年度収支決算が、7月25日開催の組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

## 健康保険

### ◆基礎数値◆

被保険者数	37,618人
平均標準報酬月額	398,613円
総標準賞与額(年間合計)	31,764,198千円
保険料率(調整保険料率含む)	8.0%
	(事業主 5.063% 被保険者 2.937%)

### ◆2012年度決算額◆

収支差引額 **849,006千円**

単年度収支差引額 **▲ 2,884,067千円**

## 2012年度 決算のポイント

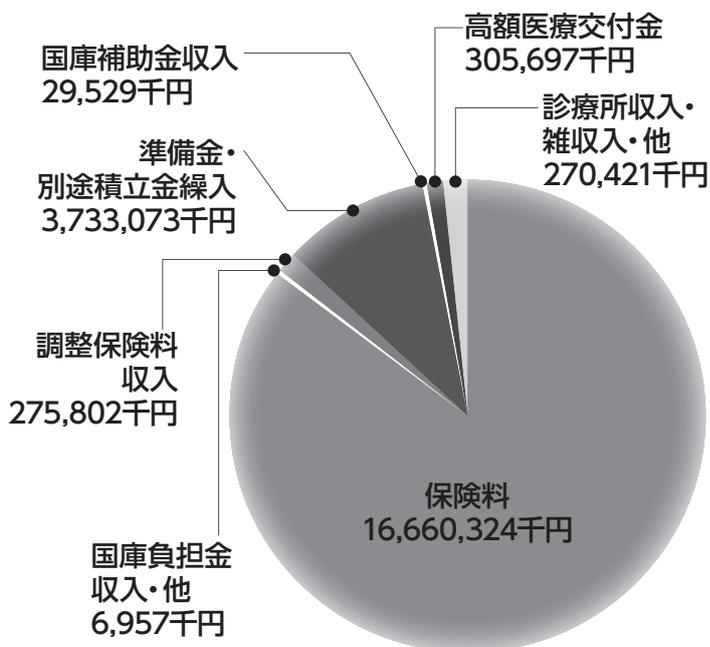
### ●健康保険組合を取り巻く状況

現行の高齢者医療制度が2008年度に創設されて以降、毎年増え続ける納付金負担により、健保組合の財政は大変厳しい状況にあります。健保連発表の2013年度健保組合予算早期集計結果の概要によりますと、6年連続で3,000億円を超える赤字となる見込みで、この6年間の累積赤字は2兆6,000億円にもかかわらず、保険料収入に対する納付金負担の占める割合は過去最高の46.25%にもなっています。

前期高齢者納付金は、それぞれの医療保険者の前期高齢者加入率と、1人当たり医療費の高低などによって金額が決まります。健保組合は他の医療保険者と比べて加入率が低いために負担率が高くなり、また、制度上、納付金額に上限がないために、無制限に

### ●健康保険決算のあらまし

#### 【収入】



収入合計 **21,281,803千円**  
 単年度収入合計 **17,548,730千円**

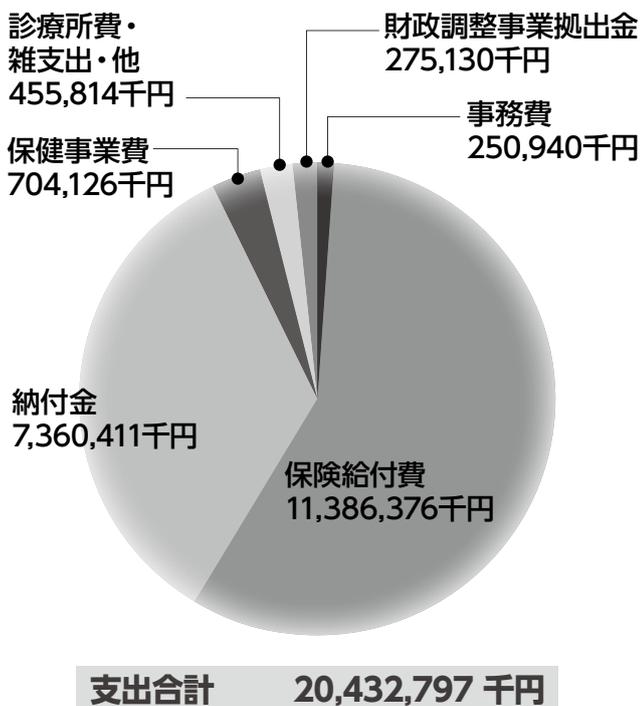
納付金負担が重くのしかかり、健保財政赤字の大きな要因となっています。高齢者医療に対して現役世代が応分の負担をする必要があるとしても限度があります。国民皆保険制度を維持するためにも、国には高齢者医療に対して早期に公費5割を投入するとともに、現役世代と高齢者の負担アンバランスを是正し、現役世代の負担を軽減する改革の実現を強く求めてまいります。

### ●決算概要

2012年度は、保険料率を「7.7%」から「8.0%」へ引き上げたものの、母体企業の経営改善対策の影響により、保険料収入が大幅に減少。資金不足が発生する事態となり、積立基準を割り込むものの、やむなく法定準備金を取り崩して対応しました。同時に保険料率の引き上

# 承認されました

## 【支出】



## 介護保険

### ◆基礎数値◆

被保険者数(介護保険料負担者数)	22,857人
平均標準報酬月額	449,419円
総標準賞与額(年間合計)	22,711,605千円
介護保険料率	1.3%
(事業主 0.65% 被保険者 0.65%)	

### ◆2012年度決算額◆

収支差引額 **65,258千円**

### ◆決算の概要◆

(単位:千円)

	科目	決算額
収入	介護保険収入	1,876,850
	繰入金	300,000
	合計	2,176,850
支出	科目	決算額
	介護納付金	2,111,531
	介護保険料還付金	61
	合計	2,111,592

げ抑制を図るため、保健施設(スポーツセンター、歯科)の大幅な縮小・廃止を実施しました。このような中、2012年度決算は、収入において、被保険者数は前年度に比べ2.3%減少、保険料は同8.3%減少しました。

支出では、みなさまの医療費などに充てられる保険給付費は前年度に比べ0.8%減少、高齢者医療を支える納付金は8.9%増加しました。保険料収入に占める割合では、保険給付費は68.3%、納付金は44.2%となり、合計で112.5%となりました。

収支の不足分については、準備金および別途積立金から37億3,307万円を取り崩して対応しました。

これらの結果、収支差引額で8億4,900万円の決算残金が生じ、積立金繰入額37億3,307万円を除く単年度収支差引額は、▲28億8,406万円の大幅な赤字決算(前年度▲8億2,703万円の赤字)となりました。

当組合におきましては、厳しい財政下ではありますが、健診事業や運動習慣づくりなどに継続的に取り組んでいます。

被保険者並びに被扶養者のみなさまにおかれましては、よりいっそう健康管理への関心を高めていただき、健康づくりに努めていただきますようよろしくお願いいたします。



# KENPO INFORMATION

## ●健康保険料率改定のお知らせ

シャープ健康保険組合の財政が極めて厳しい状況の中、経費削減や事業効率化に努め、財政の安定化を目指して取り組むとともに、保健事業推進による健康増進を積極的に行っています。

今回、すでにご案内のとおり、健保運営に必要な最低限の資金確保を図るため、10月分の保険料より保険料率を『9.0%』から1.6%引き上げ、『10.6%』とさせていただきます。

	現行	2013年10月分保険料から
健康保険料率	9.0%	10.6%

※従業員は11月給与控除から、任意継続被保険者は10月納付書分から、特例退職被保険者は9月口座引き落とし分からとなります。

### ◆任意継続被保険者

(退職時の標準報酬月額と標準報酬月額(上限額)の、いずれか低い方の標準報酬月額が適用されます)

	現行		2013年10月1日から	
標準報酬月額(上限額)	440千円(28等級)		440千円(28等級)	
保険料率	(健康保険) 9.0%	(介護保険) 1.7%	(健康保険) 10.6%	(介護保険) 1.7%
保険料(上限額)	39,600円	7,480円	46,640円	7,480円
健康保険料+介護保険料	47,080円		54,120円	

### ◆特例退職被保険者 (加入者全員一律の標準報酬月額が適用されます)

	現行		2013年10月1日から	
標準報酬月額	260千円(20等級)		260千円(20等級)	
保険料率	(健康保険) 9.0%	(介護保険) 1.7%	(健康保険) 10.6%	(介護保険) 1.7%
保険料	23,400円	4,420円	27,560円	4,420円
健康保険料+介護保険料	27,820円		31,980円	



## ●2013年度 健康保険組合の更正予算について

2013年度は厳しい環境の中、保険料率を4月から「9.0%」へ、さらに10月から「10.6%」へと2段階の引き上げとさせていただきます。この状況下、母体企業の経営状況は依然厳しく、経営改善対策の実施期間延長が決定しました。そのため、年度途中に保険料収入の大幅な落ち込みによる資金不足の発生が見込まれるため、再度、昨年同様、積立基準を割り込むものの、やむなく法定準備金を取り崩す更正予算の編成を行い、7月25日に開催された組合会で承認されました。

OBの皆さまへ

### ●国民健康保険との比較について

シャープ健康保険組合の保険料率を10月から引き上げるにあたり、改めてご案内させていただきます。

加入者の年金等の収入状況や、お住まいの市区町村により異なりますが、国民健康保険に加入するほうが保険料が安くなる場合があります。国民健康保険への切り替えを希望される方は、本誌5ページの「国民健康保険への切替申出書」に必要事項を記入のうえ、シャープ健康保険組合までご送付ください。

なお、具体的な国民健康保険の保険料については、お住まいの市区町村役場等の窓口へお問い合わせください。

### ◆特例退職被保険者制度にご加入のみなさま

国民健康保険への切り替えは随時受け付けていますが、切り替え手続きには、申し出から約2カ月の日数が必要となります。

国保加入月による 切替申出書の 提出締め切り日	国保加入	提出締め切り日
	10月から	8月31日
11月から	9月30日	

※以降、毎月1カ月ずつずれます。



# 退職者(特例退職・任意継続)の方へ

国民健康保険への切り替えを希望する方は、この切替申出書をご利用ください

## 国民健康保険への切替申出書

シャープ健康保険組合 理事長 殿

国民健康保険へ切り替えますので、申請いたします。

平成 年 月 日

被保険者証の記号・番号				生年月日			
1000 または 100	-			昭和 ・ 平成	年	月	日
氏名	フリガナ						
	Ⓜ						
住所	郵便番号		-				
	フリガナ						
	電話番号		( )				
任意継続被保険者(記号が100)の方へ 任意継続の保険料は何月分まで納めますか?				保険料最終納付月 平成 年 月分			

※国民健康保険へ切り替えますと、シャープ健保へ再加入することはできませんので、ご注意ください。  
「国民健康保険への切替申出書」を提出された方へは、資格喪失日までに「資格喪失通知」を郵送いたします。

以上

### 国民健康保険への切り替え時期について

被保険者の別	国民健康保険への切替日(資格喪失日)	備考
特例退職被保険者 (記号が1000)	切替申出書の受付日より異なります。受け付け次第、切替日等をご案内いたします。 ※原則、毎月10日までの受け付けで翌月11日切替日	シャープ健康保険証は、切替日以降にご返却いただきます。
任意継続被保険者 (記号が100)	保険料最終納付月の翌月11日 (10日が休日の場合は異なる)	切替日が迫ってこの申出書を提出される方は、シャープ健康保険証も添付してください。

### 送付先

シャープ健康保険組合 業務担当

〒545-8522 大阪市阿倍野区長池町22番22号

TEL: 06-6625-1329 FAX: 06-6625-3244 メールアドレス: kenpo-tetuzuki@list.sharp.co.jp

# 被扶養者(家族)認定状況を確認します

シャープ健康保険組合では健康保険法に基づき、被扶養者(家族)資格がその実態に合っているかを確認するため、毎年7月に「定期的な被扶養者(家族)認定状況の調査」を実施しています(特例退職被保険者で調査対象となる方には6月に送付済みです)。

## 調査にご協力ください

被保険者(本人)の保険料は、被扶養者(家族)の人数に関係なく被保険者(本人)の標準報酬により決まりますが、健保組合に扶養認定された被扶養者は、保険料の負担をしなくても被保険者と同様の給付を受けることができます。その給付は、健保組合の全被保険者(本人)と会社から徴収した保険料で賄われています。

健保組合財政の安定化・適正な事業運営を行うため、扶養認定状況の調査にご協力ください。

### ❖ 調査対象となる方 ❖

#### 19歳以上の被扶養者(家族)

ただし、次の方は除きます。

- ① 2012年1月以降に被扶養者と認定された方
- ② 任意継続被保険者の被扶養者
- ③ 配偶者で税扶養控除の方
- ④ メール調査で学生と回答された被扶養者

※③、④については特例退職被保険者は除く。

### ❖ 調査期間 ❖

被扶養者(家族)認定状況の調査用紙を被保険者(本人)の方に送付しますので、必要事項を記入し必要書類とともに、返信用封筒で9月30日(月)までにシャープ健康保険組合へ返送してください(特例退職被保険者の提出期間は7月31日(水)です)。

## 被扶養者(家族)となれない方

- ① 年収が130万円以上(60歳以上または国の障害年金を受けている方は180万円以上)の方。
- ② パート・アルバイト先での勤務日数および勤務時間が、ともに勤務先の正社員の3/4以上ある方。
- ③ 傷病手当金や雇用保険の失業給付を日額3,612円以上(60歳以上または国の障害年金を受けている方は5,000円以上)受給中の方。
- ④ 被保険者(本人)の年収の1/2以上の収入がある方。
- ⑤ 自営業者で法人登記をしている方。
- ⑥ 同居で、2人の年収合計が204万円を超える夫婦(父母)。

⑦ 別居で、被保険者(本人)からの仕送りの明細(金融機関等を利用した振込明細書など)を健保組合に提示できない方。

⑧ 別居で、被保険者(本人)からの仕送り額以上の収入のある方。

### 収入とは?

パート・アルバイトなどの給与(交通費を含む)、事業収入、失業給付、傷病手当金、各種年金(障害年金、遺族年金等非課税のものを含む)など、継続的なものはすべて対象となります。

## 被扶養者(家族)の抹消手続き

認定状況調査で抹消の必要が生じた場合は、下記の手順にて所属の総務部門へ申請してください。

### 申請手順

1

調査書に記入しましょう。

2

対象者の保険証と抹消に必要な書類をそろえて添付しましょう。

3

健康保険の手続き窓口(所属の総務部門)に提出しましょう。

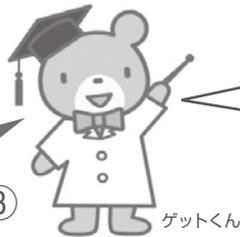
### 手続きに必要なもの

#### 保険証

(就職の場合、就職先の保険証のコピーまたは就職の確認ができる書類等)

もっと  
教えて

ゲット  
**get**  
くん<sup>⑧</sup>



こんにちは。僕、シャープ健康保険組合の  
マスコットキャラクター「ゲットくん」です。  
今回は、医療費が高額になったときの限度額  
適用認定証のことについて説明しま—す!



入院した病院の支払い窓口で「限度額適用認定証」を使うか聞かれたのですが、何のことですか?



高額な医療費(健康保険適用内のみが対象)がかかる入院時などに「限度額適用認定証」を提示すれば、医療機関窓口での支払い額を軽減できることがあるんだヨ!

## 医療機関窓口での支払いを一時的に軽減!

窓口負担(3割、ただし小学校等就学前は2割)が国の定める『自己負担限度額』を超える高額になった場合に、「限度額適用認定証」を提示すれば、『自己負担限度額』までに支払い額を抑えることができます。

※ただし、窓口負担が『自己負担限度額』以上にならないと軽減はされませんので、医療機関に相談のうえ、必要に応じて申請してください。

※70~74歳の方は窓口負担の支払い上限が別途定められていますので、「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。

**自己負担限度額** 自己負担限度額は収入等によって異なります。

1 一般所得者 (標準報酬月額53万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
2 上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%

※シャープ退職後の健康保険への加入者(保険証の記号が「100」もしくは「1000」の方)は一般所得者となります。

## 支給条件

- 70歳未満
- 1人(受診者)当たり
- 1カ月(暦)当たり
- 1医療機関当たり
- 入院・通院ごと
- 医科・歯科ごと



「限度額適用認定証」を利用したいときはどのような手続きが必要ですか?



「限度額適用認定証」の交付を受けるには、健保組合へ事前に依頼書の提出が必要だヨ! 医療費が高額になりそうなときは早めに申請しようネ!

## ●申請の手順

1.シャープ健康保険組合ホームページ\*1から「健康保険限度額認定証交付依頼書(届出用紙、様式番号51)」を印刷し、必要事項を記入のうえ提出してください。

2.お電話での申請は受け付けられません。

※1:トップページ「各種帳票一覧」8項に掲載。

●ホームページで確認できない場合は、保険証・給付金担当にご連絡ください。

TEL : 06-6625-1329

Mail : kenpo-tetuzuki@list.sharp.co.jp

●従業員は、事業本部・関係会社の管轄の総務部門経由で申請してください。



「限度額適用認定証」の交付申請をしなかったのですが、損をしたの?『自己負担限度額』を超えた分は戻ってきますか?



「限度額適用認定証」を使わなくても、最終的な負担金額は原則同じだヨ! 受診月の3カ月後以降に『自己負担限度額』を超えた差額は、「高額療養費(法律で定められた給付)」として自動的に還付されるヨ!

※ご自身での申請手続きは不要です。医療機関の請求内容を健保で確認後に振り込まれます。

## ■付加給付制度(シャープ健康保険組合独自の制度)

シャープ健康保険組合では、最終的な自己負担額(健康保険適用範囲内、1人、1カ月(暦)当たり、1医療機関、入院・通院、医科・歯科ごと)が約2.5万円となっており、こちらも受診月の3カ月後以降に自動的に還付されます。



# がん検診を受けましょう！

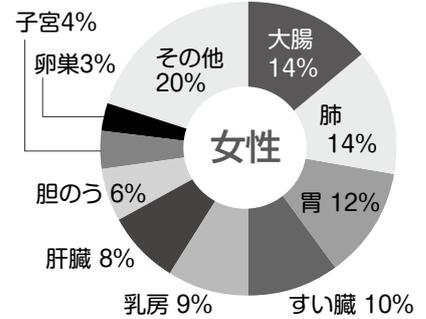
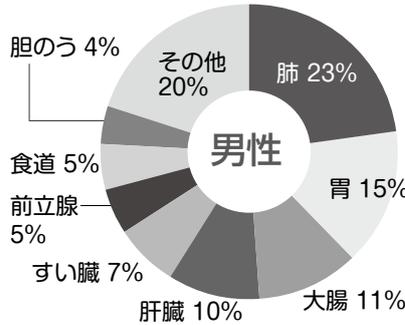
## 自宅で簡単にできる「郵送検診」

がんは、初期の段階ではほとんど自覚症状がありません!!がんを防ぐためには、がんが進行していない初期の段階で発見し、適切な治療を行うことが重要です。

### セルフチェックを してみましょう

※それぞれ1つでも当てはまれば  
受けましょう!

2011年度 部位別がん死亡率



### ●大腸がん

- 動物性脂肪をよくとる
- 野菜や果物をあまり食べない
- 定期的に運動していない
- 便に血が混じることがある
- 下痢と便秘を繰り返すことがある

### ●胃がん

- 食事時間が不規則である
- 塩辛いものや塩分をたくさんとる
- 胃もたれや不快感が続いている
- 最近、食欲があまりない
- 胃炎や胃潰瘍等の胃の病気がある

### ●前立腺がん

- 50歳以上である
- 肉類をよく食べる
- 最近、尿の色が濃い・濁っている
- 下腹部に違和感がある
- 尿に血が混じることがある

### ●子宮頸がん

- 月経でないときにも出血がある
- 下腹部に不快感がある
- 腰痛がある
- 喫煙している
- 身内に子宮頸がんになった人がいる

シャープ健康保険組合では、重点推進事業として、がん対策の強化に取り組んでいます。

毎年10月に、自宅で簡単にできる「郵送検診」を実施していますので、一度もがん検診を受診されたことがない方、セルフチェックでこころあたりのある方は、ぜひこの機会にお申し込みください。

**申込方法** **特例退職者** 常備薬案内といっしょに郵送検診の申込書を同封します。

**従業員** 全社掲示板・各長通達でお知らせします。

**申込期間** 上記案内到着日 から10月下旬まで

**費用** 1項目1,000円

